

秋田県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要綱

令和6年4月1日 林産 - 23

改正 令和8年4月1日 7林産 - 993

(目的)

第1 この要綱は、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望し、同法第36条第2項に規定する要件に適合する民間事業者（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）及び同法第43条第1項に規定する集約化構想の実現のための措置を講ずべき森林の経営管理等を行うことを希望し、同法第44条第2項に規定する要件に適合する民間事業者（以下「適合事業者」という。）の登録・公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(林業経営者の要件)

第2 意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者は、森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、県内の森林において、造林・保育・素材生産等の林業生産活動を行っている民間事業者及び同事業者で構成される業界団体とし、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 県内に主たる事業所を有すること。

(2) 当該林業経営者の事業内容について、別表「秋田県意欲と能力のある林業経営者の登録基準」(以下「登録基準」という。)を全て満たしていること。ただし、意欲と能力のある林業経営者のみ登録を希望する者は1の(1)は必須ではない。

2 適合事業者に関する本要領の適用については、次条から第14(様式を含む。)までの規定中「意欲と能力のある林業経営者」とあるのは「適合事業者」と読み替えるものとする。

(登録の申請、時期)

第3 意欲と能力のある林業経営者(適合事業者を含む。以下同じ。)に応募しようとする民間事業者は、次に掲げる(1)～(15)を記載した申請書(様式1～2)を、知事(当該登録申請者の主たる事務所の所在地を所管する地域振興局長(以下「振興局長」という。))に1部提出する。

(1) 基本情報(主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名、電話番号等)

(2) 雇用の状況

- (3) 技術者・技能者の数
- (4) 林業機械の保有状況
- (5) 生産量の増加又は生産性の向上
- (6) 生産管理又は流通の合理化等
- (7) 造林・保育の省力化・低コスト化
- (8) 主伐後の再造林の確保
- (9) 生産や造林・保育の実施体制の確保
- (10) 伐採・造林に関する行動規範の策定等
- (11) 雇用管理の改善及び労働安全対策
- (12) コンプライアンスの確保
- (13) 常勤役員の設置
- (14) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域または集約化構想の適合事業者として経営管理を行うことを希望する区域
- (15) その他知事が定める情報（地域貢献、表彰実績、経営の健全性に関する事項、森林整備事業の実績等）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成6年法律第45号）（以下「労確法」という。）第5条の認定を1年以内に受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合は、次の（1）～（6）に掲げる書類の提出を省略できる。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 納税証明書
- (3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (5) 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
- (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し
- (8) 行動規範を作成している場合は、その写し
- (9) 個人情報の取扱いに関する要領等の写し
- (10) その他登録基準の根拠資料

3 振興局長は、必要に応じ申請者に対して情報提供を求めることができる。

4 第1項の規定による登録申請は、通年で申請できるものとする。

5 第1項の規定により適合事業者として登録された者は、秋田県意欲と能力のある林業経営者として登録されたものと見なす。

(市町村による登録推薦)

第4 市町村長は、様式3に前条第1項及び2項に規定する書類を添付し、登録すべき民間事業者を推薦することができる。

(意見の聴取)

第5 振興局長は、第3による申請又は前条による推薦及び第8の2による適合事業者への登録に関する届出があった場合は、関係市町村長(前条の規定による登録推薦を行った市町村長を除く。)に森林法等や適正な森林施業等に関する過去3年間の指導状況について、様式4により意見を聴くものとする。

(登録の実施)

第6 振興局長は、第3による申請及び第4による推薦があった場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認められるときは、様式5の林業経営者名簿にその内容を登録する。

2 前項の名簿には、申請に基づき、「意欲と能力のある林業経営者」又は「適合事業者(意欲と能力のある林業経営者を兼ねる)」の別を明記するものとする。

3 振興局長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式6により登録申請者及び市町村長に通知するとともに、様式7により農林水産部長(以下「部長」という。)に報告する。

4 振興局長は、第1項の規定により、登録基準に適合すると認められないときは、その旨を様式8により申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間、更新)

第7 前条1項の登録の有効期間は5年とする。ただし、林業経営者名簿に登録された民間事業者(以下「登録経営者」という。)が、第3第2項により提出書類を省略して登録を行った認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。

2 登録の有効期間満了後、引き続き登録経営者として更新を希望する者は、登録基準(更新)を満たす場合に更新することができるものとし、その手続きについては第3から第6の規定を準用する。

3 前項で定める登録基準(更新)のうち1の(1)~(4)に関して、目標とした事業年度の実績が基準を満たしていない場合は、1年以内に達成することが確実と見込まれる場合につき、更新を認めるものとする。

(変更の届出)

第8 登録経営者は、第3第1項の(1)から(15)に掲げる事項に変更があった場合は、様式9に第3第2項で規定する書類を添付し振興局長に届け出るものとする。

- 2 既に本要綱により意欲と能力のある林業経営者として登録を受けている者が、新たに適合事業者としての登録を希望する場合には、様式9(変更届出書)によりその旨を届け出るものとする。この場合において、第3条第1項に規定する書類のうち、内容が重複するものの提出は省略できる。
- 3 振興局長は、前項の規定による届出があった場合において、その内容が登録基準に適合すると認められるときは、その届出があった事項を林業経営者名簿に登録する。
- 4 第8条第1項から3項の規定による登録については、第6の規定をそれぞれ準用する。

(林業経営者名簿の公表等)

第9 知事は、個人情報を除いた最新の林業経営者名簿(様式2及び5)を県公式サイト「美の国あきたネット」で公表するとともに、東北森林管理局へ情報提供を行う。

(登録の停止)

第10 振興局長は、登録経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録の停止(以下「登録停止」という。)を行う。

- (1) 登録の有効期間中に、森林法等に規定するもののうち、次の掲げる規定について、行政処分を受けた、又は文書による行政指導を受けた場合。
 - ア 森林法第10条の2(開発行為の許可)
 - イ 森林法第10条の8(伐採及び伐採後の造林の届出等)
 - ウ 森林法第10条の9(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)
 - エ 森林法第10条の10(施業の勧告等)
 - オ 森林法第15条(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)
 - カ 森林法第34条第1項(保安林における立木伐採許可)
 - キ 森林法第34条第2項(保安林における作業許可)
 - ク 森林法第34条第6項(保安林における許可条件)
 - ケ 森林法第34条の2(保安林における択伐の届出等)
 - コ 森林法第34条の3(保安林における間伐の届出等)
 - サ 森林法第34条の4(保安林における植栽の義務)
 - シ 自然公園法第20条第3項第2号から第4号及び第10号(特別地域における木竹の伐採等)
 - ス 自然公園法第21条第3項第1号から第3号(特別保護地区における木竹の伐採等)
 - セ 秋田県立自然公園条例第15条第2項及び第3項(特別地域における木竹の伐採等)
- (2) 登録の有効期間中に、法令違反・不正行為等により、行政機関から入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けたとき
- (3) 登録の有効期間中に、登録経営者等が森林法等違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき

- (4) 登録の有効期間中に、森林法等を除く法令等において、登録経営者等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告されたとき
 - (5) 登録の有効期間中に、林業労働安全措置が不適切であったため、雇用している林業作業員及び関係者に死亡者を発生させたとき
 - (6) 第7第3項に規定する登録基準を満たせなかったとき
 - (7) 第13に規定する報告について、その期限から1か月を過ぎても提出がないとき
- 2 登録経営者は、前項第1号から第5号に該当した場合は、遅滞なく、振興局長に報告する。
 - 3 振興局長は、第1項の規定による登録停止の期間について、別表 により決定する。
 - 4 登録停止に該当する事案が複数認められた場合は、別表 に定める停止期間を事案ごとにカウントし、累積した期間を適用する。
 - 5 振興局長は、登録停止及び登録停止期間を決定したときは、様式10により、遅滞なく、当該登録経営者及び市町村長に通知するとともに、様式11により部長に報告する。

(登録停止の解除)

- 第11 登録停止の期間中、登録停止に係る措置要件に該当しないことが明らかとなったときは、速やかに登録停止を解除するものとする。
- 2 振興局長は、第1項の規定により登録停止を解除したときは、様式第12により、遅滞なく、当該登録経営者及び市町村長に通知するとともに、様式13により部長に報告する。

(登録の取消し)

- 第12 振興局長は、登録経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消する。
 - (1) 登録経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅・解散等が確認されたとき
 - (2) 登録経営者からの申出があったとき(様式14)
 - (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認されたとき
 - (4) 登録基準 (新規)の(8)に該当するに至ったとき
 - (5) 第10第2項に規定する報告を怠ったとき
 - (6) 登録又は森林施業に関し不正又は不誠実な行為をし、登録経営者として不適当であると振興局長が認めるとき
 - (7) 別表 の各号の措置要件に係る登録停止期間中にもかかわらず、該当行為を再三繰り返すなど、再発防止に向けた取組が行われていないと認められるとき
 - (8) 第13による報告を怠り、登録停止期間を過ぎても提出がないとき
- 2 登録経営者は、前項第4号に該当するに至った場合は、遅滞なく振興局長に報告する。
- 3 振興局長は、前項の規定による登録の取消しをしたときは、様式15により、遅滞なく、当該登録経営者及び市町村長に通知するとともに、様式16により部長に報告する。

(実施状況報告)

第 13 登録経営者は、登録申請書に記載した毎年度の実施状況について、実施状況報告書(様式 17~18)により、事業年度の終了後 3 か月を超えない日まで振興局長に報告する。

(振興局による確認・指導)

第 14 振興局長は、前条の規定に基づき提出された事業実施状況報告書の内容について、必要に応じて現場確認等により、登録経営者に対し計画の達成に向けた指導を行う。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日をもって登録期間が終了する秋田県意欲と能力のある林業経営者にとっては、令和 8 年 4 月 1 日以降も改正された要綱に基づいた登録が完了するまでの期間、従前の登録内容が継続するものとする。

参考 登録申請書提出先

地域	提出先	住所	電話
鹿角	鹿角地域振興局農林部森づくり推進課	鹿角市花輪字六月田 1	0186-23-2275
北秋田	北秋田地域振興局農林部森づくり推進課	北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	0186-62-1445
山本	山本地域振興局農林部森づくり推進課	能代市御指南町 1-10	0185-52-2181
秋田	秋田地域振興局農林部森づくり推進課	秋田市山王四丁目 1-2	018-860-3381
由利	由利地域振興局農林部森づくり推進課	由利本荘市水林 366	0184-22-8351
仙北	仙北地域振興局農林部森づくり推進課	大仙市大曲上栄町 13-62	0187-63-6113
平鹿	平鹿地域振興局農林部森づくり推進課	横手市旭川一丁目 3-41	0182-32-9505
雄勝	雄勝地域振興局農林部森づくり推進課	湯沢市千石町二丁目 1-10	0183-73-5111